

○越前町子ども医療費の助成に関する条例

平成17年2月1日

条例第85号

改正 平成17年6月27日条例第188号

平成18年12月27日条例第25号

平成22年6月25日条例第21号

平成23年3月25日条例第8号

平成24年3月26日条例第7号

平成25年6月24日条例第29号

(目的)

第1条 この条例は、子どもに係る医療費の一部を助成することにより、保護者の経済的負担の軽減を図り、もって子どもの保健の向上と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、「子ども」とは、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

2 この条例において「保護者」とは、親権者（親権者がいないときは後見人、親権者及び後見人がともにいないときは現に子どもを監護している者）であって、子どもの生計を維持しているものをいう。

3 この条例において、「社会保険各法」とは、次の各号に掲げる法律をいう。

(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）

(2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）

(3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

(4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）

(5) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）

(6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

4 この条例において「一部負担金」とは、社会保険各法に規定する次の給付及び支給を受けた者が負担すべき金額をいう。

- (1) 療養の給付
- (2) 入院時食事療養費
- (3) 保険外併用療養費
- (4) 家族療養費
- (5) 家族訪問看護療養費

5 この条例において「医療機関」とは、社会保険各法の規定による療養の給付を取り扱う病院、診療所又は薬局をいう。

6 この条例において「協力医療機関」とは、子どもに対する診療を行った場合、当該診療に係るレセプトの写し又は医療費助成事業対象者一覧表を作成し、総括表を添付して福井県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）に送付協力する医療機関をいう。

（助成対象者）

第3条 この条例による医療費等の助成（以下「助成」という。）の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、本町に住所を有する子どもであって、社会保険各法の規定による被保険者又は被扶養者とする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定の適用を受けている者を除く。

（受給者）

第4条 助成を受ける者（以下「受給者」という。）は、助成対象者の保護者であって、社会保険各法の規定による被保険者、加入者、組合員又は被扶養者とする。

（助成の範囲）

第5条 町長は、受給者が助成対象者に係る保険給付につき、一部負担金を医療機関に支払った場合において当該一部負担金に相当する額を助成金として支給するものとする。

2 社会保険各法以外の法令（以下「他の法令」という。）の規定又は保護者の属する団体の規約若しくは定款により医療費の給付を受ける場合は、一部負担金の額から当該給付を受ける額（他の法令の規定による療養の給付を受けることにより負担金を支払う場合は、当該給付

を受けた医療費の額から当該負担金の額を控除した額)を控除して助成金を支給する。

3 第1項の規定にかかわらず、助成対象者のうち満6歳に達する日以後の最初の3月31日を経過したものにあっては、第1項に規定する一部負担金(ただし、他の法令の規定又は保護者の属する団体の規約若しくは定款により医療費の給付を受ける場合は、一部負担金の額から当該給付を受ける額(他の法令の規定による療養の給付を受けることにより負担金を払う場合は、当該給付を受けた医療費の額から当該負担金の額を控除した額)を控除した額をいう。以下同じ。)から、医療機関(薬局を除く。)ごとに次の各号により算定した額を控除した額を助成金として支給するものとする。

(1) 入院の場合 1日につき500円(ただし、1月につき4,000円を限度とする。)

(2) 入院以外の場合 1月につき500円(ただし、当該月の一部負担金が500円に満たないときは、当該額とする。)

(受給資格の登録)

第6条 医療費の助成を受けようとする者は、規則で定める受給資格登録申請書を提出して、子ども医療費受給資格の登録を受けなければならない。

(受給資格証の交付)

第7条 町長は、前条の規定による登録をしたときは、規則で定める受給資格証を交付するものとする。

(受給資格証の有効期間)

第8条 受給資格証の有効期間は、助成対象者が満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間とする。

(受給資格証の提示)

第9条 第6条の規定により登録を受けた者は、医療を受ける際医療機関に受給資格証を提示するものとする。

(助成の申請)

第10条 この条例の助成は、申請に基づき行うものとする。ただし、協力医療機関において診療等を受けた場合の助成は、国保連からの報告に基づき行うものとする。

(助成の決定)

第11条 町長は、前条の申請があった場合、その内容を審査し、当該申請に係る助成を決定し、規則の定める通知書により当該申請者に通知するものとする。

(手数料の支給)

第12条 子ども医療費の領収証明について町長は、当該医療機関に領収証明手数料（以下「事務に要した費用」という。）を支払うことができる。

2 町長は、協力医療機関において、第2条第6項に規定する手続を行った場合、事務手数料を支払うことができる。

3 町長は、国保連からの報告に対して、事務処理手数料を支払うことができる。

4 前項の規定による事務に要した費用については、別に規則で定める。

(交付の時期等)

第13条 町長は、第10条に基づき申請があった日から1月以内に、前条の規定により決定した助成費を申請者に交付するものとする。この場合において、当該申請者の死亡等により申請者に交付することができないときは、当該世帯の世帯主又は町長が定めるものに交付するものとする。

(届出義務)

第14条 受給者は、助成対象者の氏名、住所その他規則で定める事項について変更があったときは、速やかに町長に規則で定めるところにより届け出なければならない。

(第三者の行為について)

第15条 町長は、助成事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、助成は行わない。ただし、町長が特に助成を行う必要がある

ものと認めるときは、この限りでない。

(譲渡又は担保の禁止)

第16条 医療費の助成を受ける権利は、他に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(損害賠償との調整)

第17条 町長は、助成対象者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、助成金の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した助成金の額に相当する金額を返還させることができる。

(助成金の返還)

第18条 町長は、偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けた者があるときは、その者から既に支給した金額の全部又は一部を返還させることができる。

(時効)

第19条 助成を受ける権利は、療養を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して1年を経過したときは、時効によって消滅するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該起算日は、それぞれ当該各号に定める日とする。

(1) 医療機関からの一部負担金又は入院時食事療養費の定額負担分の請求が遅延したとき 当該請求のあった日の翌日

(2) 災害その他のやむを得ない理由により、申請受給者が第10条の申請をすることができなかつたとき、又は国保連から同条の報告がされなかつたとき 当該やむを得ない理由がやんだ日の翌日

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年2月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の朝日町乳幼児医療費の助成に関する条例（昭和48年朝日町条例第13号）、宮崎村乳幼児医療費の助成に関する条例（平成8年宮崎村条例第30号）、越前町乳幼児医療費の助成に関する条例（平成13年越前町条例第4号）又は織田町乳幼児医療費の助成に関する条例（平成13年織田町条例第4号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成17年6月27日条例第188号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の越前町乳幼児医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に医療機関において受ける療養に係る助成について適用し、施行日前に医療機関において受けた療養に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（平成18年12月27日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則（平成22年6月25日条例第21号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年10月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、この条例による改正前の越前町乳幼児医療費の助成に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により助成対象者であった者が、施行日以後引き続き改正後の越前町子ども医療費の助成に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による助成対象者である場合は、その者の改正前の条例第6条の規定による申請は、改正後の条

例第6条の規定による申請とみなす。

- 3 改正後の条例の規定は、この条例の施行日以後に医療機関において受ける療養に係る助成について適用し、施行日前に医療機関において受けた療養に係る助成については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 4 改正後の条例の規定により医療費の助成を受けることができることとなる者に係る受給資格証の交付その他医療費を助成するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則 (平成23年3月25日条例第8号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年8月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の越前町子ども医療費助成に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に医療機関において受ける療養に係る助成について適用し、施行日前に医療機関において受けた療養に係る助成については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 改正後の条例の規定により医療費の助成を受けることができることとなる者に係る受給資格証の交付その他医療費を助成するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則 (平成24年3月26日条例第7号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年6月24日条例第29号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、この条例による改正前の越前町子ども医療費の助成に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により助成対象者であった者が、施行日以後引き続き改正後の越前町子ども医療費の助成に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による助成対象者である場合は、その者の改正前の条例第6条の規定による申請は、改正後の条例第6条の規定による申請とみなす。
- 3 改正後の条例の規定は、この条例の施行日以後に医療機関において受ける療養に係る助成について適用し、施行日前に医療機関において受けた療養に係る助成については、なお従前の例による。
（準備行為）
- 4 改正後の条例の規定により医療費の助成を受けることができることとなる者に係る受給資格証の交付その他医療費を助成するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。